

豊田市ウェブサイト広告基準

(趣旨)

第1条 この基準は、豊田市広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）第4条の規定に基づき、豊田市のウェブサイト（以下「市ウェブサイト」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市ウェブサイト 豊田市が管理するウェブサイトのことをいう。
- (2) バナー広告 市ウェブサイト内に表示される広告画像で、広告主の指定するウェブページにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第3条 市ウェブサイトに掲載する広告はバナー広告（以下「広告」という。）とする。

(基準適用の範囲)

第4条 広告のリンク先である広告主の管理するウェブページおよびウェブサイトについて、社会通念上合理的な範囲で、豊田市広告掲載要綱、掲載基準及びこの基準を準用する。

(広告の規格等)

第5条 市ウェブサイトに掲載する広告の規格等は、次のとおりとする。

- (1) 大きさは、縦 60 ピクセル、横 160 ピクセル
- (2) 形式は、G I FまたはJ P E G形式
- (3) データ容量は、5 K B以下

2 次の表記、構造は禁止とする。

- (1) 動画、アニメーション、静止画像の切り替え（反転表示）等
- (2) 市ウェブサイトのコンテンツの一部として錯誤しやすいデザイン
- (3) 広告主、商品、サービスのいずれかを表す文字情報がまったくないもの、または確認・判別が困難なもの
- (4) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (5) アラートマーク
- (6) ラジオボタン
- (7) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (8) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は1ヶ月単位とし、具体的な掲載期間は募集要項で別途定める。

附則

(施行期日)

この基準は、平成21年11月10日から施行する。